



2016年5月9日

各 位

会 社 名 G C Aサヴィアン株式会社  
代表者名 代表取締役 渡辺 章博  
(コード番号:2174 東証1部)  
問合せ先 I R室リーダー 加藤 雅也  
(TEL. 03-6212-7140)

### 欧州M&Aアドバイザーファームとの経営統合に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、欧州の独立系M&Aアドバイザーファームである Altium Corporate Finance Group Limited (本社：英国。以下「アルティウム社」といいます。)を完全子会社化することによる同社との経営統合(以下「本経営統合」といいます。)を目的として、アルティウム社の発行済株式の全部を取得することを決議し、アルティウム社及びその他の当事者との間で、本日付で IMPLEMENTATION AGREEMENT (以下「本統合契約」といいます。)を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本経営統合は、当社の完全子会社である GA 株式会社(以下「GA社」といいます。)が、アルティウム社の全株式を現物出資(以下「本現物出資」といいます。)により取得した上で、当社を株式交換完全親会社、GA社を株式交換完全子会社とする株式交換(株式対価による買収。以下「本株式交換」といいます。)を行うことにより実行される予定です。本株式交換は、2016年7月上旬に開催予定の当社の臨時株主総会における承認及び英国当局による認可を経た上で、2016年8月上旬に効力を生ずることを予定しております。

#### 記

##### 1. 本経営統合の目的

当社は3つの成長戦略として、①日本での成長(コーポレートガバナンス・コード導入による、日本で唯一の上場独立系M&Aアドバイザーファームである当社の市場シェアの拡大)、②米国での成長(IoT等で更に成長するテクノロジー分野に加え、世界最大の市場規模である米国にてカバレッジ領域を増やすことによる市場シェアの拡大)、③グローバルでの成長(欧州拠点を拡大し、日米クロスボーダーのみならず日欧、欧米のクロスボーダーへの進出、及びインド・アジアにおける市場シェアの拡大)を掲げております。

とりわけ、急速に増加する海外クロスボーダー案件へ対応し、上記③のグローバルでの成長を加速するため、この度、欧州独立系M&Aアドバイザーファームであるアルティウム社を当社の完全子会社とすることにより、本経営統合を行うことといたしました。本経営統合により、当社は、欧州において、海外展開の重要なプラットフォームを確立するとともに、グローバルで10か国14拠点を有することになります。

本経営統合の目的は、顧客の利益・顧客からの信頼の重視という経営理念である Trusted Advisor For Client's Best Interest を共有する日米欧の三大拠点を有することにより、真のグローバル・インベストメントバンクとなることにあります。

アルティウム社については、特にテクノロジー等の成長セクターに強く、米国西海岸に拠点を有する当社の米国法人とのシナジー効果を期待することができ、同社を子会社とすることで、当社は「世界最大級のテックM&Aアドバイザーファーム」となることができると考えております。ま

た、欧米のみならず、グローバルに事業を展開する日本企業においても、当社が欧州拠点を持つことにより、より高付加価値なM&A案件の実行サポートを提供し、日米及び日欧のクロスボーダーM&Aをシームレスな形でフルサポートできる体制の構築が可能になります。

本経営統合により、当社は世界の上場独立系M&Aアドバイザーファームとして第7位の売上規模となり、欧米の有力独立系M&Aファームとの競合が可能となります。また、国内最大手の証券会社のM&Aアドバイザー部門と規模の面でも同等となり、当社のクライアントからは、より大きな安心感・信頼感をもってご相談いただけることとなると考えております。

今後は、本経営統合による事業基盤の強化を足掛かりとして、日米欧の有能な人材の参加が可能となるようなグローバル企業を目指してまいります。

## 2. 本経営統合の要旨

### (1) 本経営統合の方法

当社及びアルティウム社は、本統合契約に従い、大要以下の方法によって本経営統合を実施することを予定しております（添付資料）。

① GA社が、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement）（注1）を通じて、本株式交換の効力発生日の前日又は前々日（予定）に、アルティウム社の株主（以下「アルティウム株主」といいます。）から本現物出資を受け、全てのアルティウム株主に対してGA社のA種株式を発行する。また、本現物出資に際して、当社は、アルティウム株主との間でロックアップ合意書（下記7. 参照）を締結する。

② 当社及びGA社は、本現物出資によるGA社のA種株式の発行の効力発生を条件として、当社を株式交換完全親会社、GA社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行う。

（注1） スキーム・オブ・アレンジメントとは、アルティウム社の推奨の下、アルティウム株主及び裁判所の承認を取得することで株式取得が成立する友好的な株式取得の手法であり、この手続を通じて、GA社はアルティウム社の発行済株式の全部を取得します。

（注2） 本経営統合に際して、アルティウム社においては、従業員へのインセンティブとしての株式報酬に充てる目的で、アルティウム社の従業員給付信託（Employee Benefit Trust）の受託者であるKLEINWORT BENSON（JERSEY）TRUSTEES LIMITEDが、(i)アルティウム社の株主の一部である、元従業員、創業者等から、その保有するアルティウム社の株式（少なくとも3,455,255株）を譲り受けるとともに、(ii)アルティウム社が新たに発行するシリーズA1 A種株式最大300万株を備忘価格で引き受けることを予定しております。

以上のとおり、本現物出資及び本株式交換により、GA社は、アルティウム社の発行済株式の全部を取得し、アルティウム株主は、当社の普通株式の交付を受けることとなります。さらに、当社はアルティウム社の役職員に対し、当社普通株式合計873,700株を目的とする株式報酬型新株予約権（業績達成条件付）を付与する旨、本統合契約に定められています。当該新株予約権の概要につきましては、確定次第お知らせいたします。

また、当社は、本株式交換の効力発生日をもって、商号をGCA株式会社に変更する予定です。また、アルティウム社はGCA Altium Corporate Finance Group Limitedに、それぞれ商号を変更する予定です。

なお、本経営統合は、①当社の臨時株主総会において、本株式交換を承認する旨、及び本株式交換の効力発生を条件としてアルティウム社の指名する者3名（Phil Adams氏、Sascha Pfeiffer氏及びAlexander Grünwald氏）を当社取締役として選任する旨の決議がなされること、②本経営統合の実行に必要な英国当局の認可が取得されること、③スキーム・オブ・アレンジメントに関して英国法上必要とされる要件（注3）が満たされること等を条件として実行される予定です。

（注3） スキーム・オブ・アレンジメントを行うためには、アルティウム株主及び裁判所の承認を取得することが必要となります。スキーム・オブ・アレンジメントのアルティウム株主による承認は、英国の裁判所に

より招集される集会で、株式の種類ごとに、出席・投票した株主の過半数が承認し、かつ、かかる株主の所有に係る議決権数が、議決権行使総数の75%以上であることが要件となります。かかる要件が充足されない場合、スキーム・オブ・アレンジメントを通じて本現物出資を行うことができないため、本経営統合は実行されないこととなります。

(2) 本経営統合の日程

本統合契約締結日	2016年5月9日(月)
取締役会決議日(本統合契約締結)	2016年5月9日(月)
臨時株主総会基準日公告日	2016年5月13日(金)(予定)
臨時株主総会基準日	2016年5月30日(月)(予定)
本株式交換契約締結日	2016年6月上旬(予定)
取締役会決議日(本株式交換契約締結)	2016年6月上旬(予定)
本株式交換承認臨時株主総会開催日	2016年7月上旬(予定)
本現物出資の効力発生日	2016年8月上旬(予定)
本株式交換の効力発生日	2016年8月上旬(予定)

但し、今後手続を進める上で、関係当事者間で協議の上、上記日程を変更することがあります。

(3) 本株式交換の割当比率の根拠となる当社とアルティウム社の株式価値の比率

	当社	アルティウム社
本株式交換の割当比率の根拠となる当社とアルティウム社の株式価値の比率	7	3

(注) 本経営統合に当たっては、上記の比率(以下「株式価値比率」といいます。)に基づき、本株式交換に際してアルティウム株主に交付される当社普通株式の総数が、概ね当社の現在の発行済株式総数の7分の3(本株式交換の効力発生日後の当社の発行済株式総数の30%)(約11,614,200株)となるよう、本株式交換に係る交換比率を定める予定です。

なお、GA社は、本株式交換の効力発生日において、A種株式のほか、普通株式を発行している予定ですが、当該普通株式は、当社がその全てを保有しているため、本株式交換に際しては、GA社の普通株式の株主に対して対価の割当てを行わない予定です。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

GA社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。なお、当社はアルティウム社の役員に対し当社普通株式合計873,700株を目的とする株式報酬型新株予約権(業績達成条件付)を付与する旨、本統合契約に定められています

3. 当社とアルティウム社の株式価値の比率の算定根拠等

(1) 割当の内容の根拠及び理由

当社及びアルティウム社は、2015年12月頃から、本経営統合に関する協議及び検討を開始しました。

当該協議及び検討を進めるに当たり、当社は、当社及びアルティウム社から独立した第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプス株式会社(以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。)に株式価値比率の算定を依頼しました。当社は、ダフ・アンド・フェルプスより提出を受けた株式価値比分析報告書を参考に、かつ両社の財務状況及び業績動向等を勘案の上、慎重に協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、上記2.(3)「本株式交換の割当比率の根拠となる当社とアルティウム社の株式価値

の比率」に記載の株式価値比率は妥当なものであるとの判断に至り、本日開催された取締役会にて本経営統合を行うことを決定致しました。

## (2) 算定に関する事項

当社が株式価値比率の算定を依頼したダフ・アンド・フェルプスは、当社及びアルティウム社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係も有しません。

上記(1)「割当の内容の根拠及び理由」に記載のとおり、当社は、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに、株式価値比率の算定を依頼しました。

ダフ・アンド・フェルプスは、マーケットアプローチの観点から、アルティウム社に市場株価が存在しないこと及び両社と類似する事業を営む上場会社が複数存在することに鑑み、類似会社比較分析による算定を行いました。また、インカムアプローチの観点から、事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー(DCF)方式による算定を行いました。

マーケットアプローチでは、類似会社比較分析により、株式価値比率のレンジを65.7:34.3~74.8:25.2と算定しました。また、インカムアプローチの観点からは、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー(DCF)法による分析を行い、株式価値比率のレンジを65.4:34.6~75.0:25.0と算定しました。なお、DCF法に採用した両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

ダフ・アンド・フェルプスは、当該比率の算定に際して、当社及びアルティウム社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びアルティウム社とその関係会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を実施しておらず、第三者への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社及びアルティウム社から提出を受けた財務予測に関する情報は、当社及びアルティウム社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成され提供されたことを前提としております。

当社は、株式価値比率を決定するにあたり、アルティウム社へのデュー・デリジェンスを実施して専門家の報告書を取得し、アルティウム社の状況について検討を行いました。また、当社は、ダフ・アンド・フェルプスによる分析と助言、その他様々な要因を総合的に勘案した上でアルティウム社と協議・交渉を行い、株式価値比率を決定いたしました。

## 4. 本経営統合の当事会社の概要

### (1) 本株式交換の当事会社の概要

(1) 商号	GCAサヴィアン株式会社	GA株式会社
(2) 事業内容	M&Aアドバイザー事業等	M&Aアドバイザー事業等
(3) 設立年月日	2008年3月3日	2016年3月18日
(4) 本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階
(5) 代表者	代表取締役 渡辺 章博	代表取締役 渡辺 章博
(6) 資本金	200百万円	1円
(7) 発行済株式総数	27,099,752株	1株
(8) 純資産	9,319百万円(注1)	1円
(9) 総資産	14,608百万円(注1)	1円
(10) 決算期	12月末日	12月末日

(11) 役職員数	254 人(注 1)	1 人
(12) 大株主及び 持株比率	MLPFS CUSTODY ACCOUNT 14.56% 渡辺 章博 13.78% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5.50% 加藤 裕康 5.23% (注 1, 2)	G C A サヴィアン株式会社 100% (注 3)
(13) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	該当なし
(14) 当事会社の関係	資本関係：GA 社は、当社の完全子会社です。(注 3)	
	人的関係：GA 社の代表取締役は、当社の代表取締役です。	
	取引関係：ありません。	
	関連当事者への該当状況：ありません。	

(注 1) 2015 年 12 月 31 日現在の数値を記載しております。その他の数値については 2016 年 3 月 31 日現在のものを記載しております。

(注 2) 当社の米国役職員は、当社株式を Bank of America Merrill Lynch のオムニバス口座（複数の者による総合勘定）にて保有しており、株主名簿上は MLPFS CUSTODY ACCOUNT として表記されております。

(注 3) 本現物出資の効力発生により、当社が GA 社の普通株式の 100%、アルティウム株主が GA 社の A 種株式の 100%をそれぞれ保有することになります。

(2) アルティウム社の概要 (2015 年 12 月 31 日現在)

(1) 商号	Altium Corporate Finance Group Limited	
(2) 事業内容	M&A アドバイザリー事業等	
(3) 設立年月日	1972 年 9 月 19 日設立	
(4) 本店所在地	3rd Floor, 1 Southampton Street, London, WC2R 0LR, United Kingdom	
(5) 代表者	グループ CEO Phil Adams	
(6) 資本金	1,728 ポンド(279,746 円) (注 1)	
(7) 発行済株式総数	普通株式	: 9,122,500 株
	シリーズ A1 A 種株式	: 17,533,608 株
(8) 決算期	12 月末日	
(9) 役職員数	114 人 (2016 年 2 月 20 日現在)	
(10) 大株主及び 持株比率	Phil Adams	6.3%
	Sascha Pfeiffer	6.3%
	Alexander Grünwald	6.3%
(11) 主要取引銀行	-	
(12) 当事会社の関係	資本関係：ありません。	
	人的関係：ありません。	
	取引関係：ありません。	
	関連当事者への該当状況：ありません。	

(注 1) アルティウム社の数値は、1 GBP=161.89 円(2016 年 3 月 31 日の TTM)にて換算しております。

## 5. 当事会社の最近3年間の経営成績及び財政状態

### (1) 連結決算

(単位：百万円)

決算期	当社(注2)			アルティウム社(注3)		
	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期	2013年 12月期	2014年 12月期	2015年 12月期
売上高	22,381	13,019	13,159	3,319	4,713	7,303
経常利益	4,306	3,596	2,734	△127	27	427
当期純利益	1,125	2,260	1,614	△139	△15	341
純資産	14,419	8,712	9,319	1,059	996	1,220
総資産	16,836	13,188	14,608	2,926	3,600	5,307
1株当たり当期 純利益(円)	42.22	85.81	59.97	-	-	-
1株当たり年間 配当金(円)	13	32	35	-	-	-
1株当たり 株主資本(円)	240.11	310.18	332.64	-	-	-

(注1) 本株式交換の当事会社であるGA社は、2016年3月18日に設立されており、最終の事業年度はありません。そのため、当社及びアルティウム社の最近3年間の経営成績及び財政状態を記載しております。

(注2) 2014年12月期より、投資事業有限責任組合(ファンド)を連結の範囲から除外しております。

(注3) アルティウム社の数値は、各決算期とも1GBP=161.89円(2016年3月31日のTTM)にて換算しております。なお、2015年12月期は未監査のものです。

## 6. 本株式交換後の株式交換完全親会社の状況

### (1) 商号

GCA株式会社

(GCAサヴィアン株式会社は、本株式交換の効力発生を条件として、その効力発生日付で、GCA株式会社へ商号変更を行う予定です。)

### (2) 事業内容

M&Aアドバイザー事業等

### (3) 本店所在地

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

パシフィックセンチュリープレイス丸の内30階

### (4) 代表者の役職・氏名

代表取締役 渡辺 章博

(5) 資本金 現時点では確定していません。

(6) 総資産 現時点では確定していません。

(7) 純資産 現時点では確定していません。

(8) 決算期 12月31日

## 7. アルティウム株主の保有する株式に関するロックアップ、権利放棄、売却規制プログラム、スタンダードスタイル

各アルティウム株主は、本株式交換の効力発生後、合計で、当社の発行済株式総数の約30パーセントを保有することとなります。

プロフェッショナルファームは人材が全てです。人材の流失を防ぐために、当社は、英国法に基

づくスキーム・オブ・アレンジメントを通じて、アルティウム株主との間でロックアップ合意書を締結し、下記の取り決めをする予定です。

(1) ロックアップ

各アルティウム株主の保有する当社株式については、その売却を原則として禁止します。ただし、希望者については本株式交換の効力発生後 4 年間に亘り段階的に解除される下記ロックアップスケジュールに従い、下記 (3) 記載のとおり、当社の管理するプログラムに従って株式を売却することは可能とします。

各アルティウム株主の保有株式数の

12.5%に相当する部分本株式交換の効力発生日をもって制限解除

12.5%に相当する部分本株式交換の効力発生日から 1 年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から 2 年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から 3 年間を経過した日をもって制限解除

25.0%に相当する部分本株式交換の効力発生日から 4 年間を経過した日をもって制限解除

(2) 権利放棄

ロックアップ期間中に、アルティウム株主のうち一定の役職員が、自己都合で当社グループの役職員等から退職若しくは退任した場合（一定の経営幹部以外の者については、退職後 12 か月以内に競合企業に就職等した場合に限る。）、又は当社が重大な損害等を被るような犯罪行為をした場合には、当該役職員は、その保有する当社株式のうち、ロックアップが解除されていない当社株式を放棄し、当社は放棄された当社株式を無償で取得するものとするか、当該役職員は、当該株式に相当する金銭を当社に支払うものとするものとします。

(3) 売却規制プログラム

アルティウム株主は、ロックアップ解除後の当社株式についても、取締役会の承認がある場合や、親族に売却する場合等の場合を除き、その保有する当社株式を売却しようとする場合には、原則として、当社が設定する一定の売却規制プログラムに従って売却を行うことが求められるものとします。

(4) スタンドスティル

ロックアップ期間中、アルティウム株主は、取締役会の承認がある場合等を除き、当社の株式等を追加取得しないこと、当社株式に係る議決権の行使に関し委任状勧誘等を行わないこと等に合意するものとします。

(5) その他

上記の取り決めは、当社と、アルティウム株主の有する当社株式の総数の過半数を有するアルティウム株主が合意した場合、又は、当社に関する支配権の異動等があった場合は、終了するものとします。

8. 会計処理の概要

本株式交換に伴い発生するのれん等の金額は現段階では未定であり、その発生したのれんの償却については、監査法人と協議の上、その効果が発現すると見積られる期間において定額法により償却を行う予定であります。会計処理の詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

9. 今後の見通し

本株式交換が業績に与える影響は、確定次第お知らせいたします。

以上

本経営統合のスキーム図

